

一般社団法人栃木県作業療法士会 定款

平成21年 8月 3日 作 成

定 款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人栃木県作業療法士会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、作業療法の普及向上を図るとともに、会員の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、もって県民の保健・医療・福祉の発展、充実に寄与することを目的とし、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 作業療法に関する県民への啓発・普及事業
- (2) 作業療法を通じた保健・医療・福祉の増進に資する事業
- (3) 作業療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業
- (4) 作業療法士の教育機関に協力し教育の向上に資する事業
- (5) 会員の資質及び社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市茂原 1 丁目 1021 番地 7 に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として会員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(資格等)

第6条 当法人は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 正会員は、栃木県内に勤務若しくは在住する作業療法士であって、当法人の目的に賛同して入会した者とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

3 賛助会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

(入 会)

第7条 当法人の正会員又は賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会で定める会費を支払わなければならない。本条の会費は、正会員については、法人法第27条に規定する経費とする。

(会員名簿)

第9条 当法人は、正会員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した「正会員・賛助会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「正会員・賛助会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の正会員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「正会員・賛助会員名簿」に記載した住所、又は正会員又は賛助会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第10条 正会員又は賛助会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 正会員又は賛助会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
- (2) 死亡又は解散
- (3) 総会員の同意
- (4) 除名
- (5) 正会員が第6条第2項に規定する資格を失ったとき

2 正会員又は賛助会員の除名は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

- (1) 正当な事由なくして会費を一年以上納入しないとき
- (2) 当法人の名誉を損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき

(休 会)

第11条 正会員は、次に掲げる事由によって休会を希望する場合、当法人所定の休会申込書により休会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 出産・育児、介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) その他理事会において承認された理由

(復 会)

第12条 休会中の正会員は、第11条に規定する休会延長若しくは第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

2 休会中の正会員で、年度途中からの復会を希望する者は、当法人所定の復会届を提出し、当該年度の会費を納めることをもって復会することができる。

(休会の延長)

第13条 休会中の正会員で、引き続き翌年度も休会を希望する者は、理事会が指定する期限内に、当法人所定の休会届を提出し、理事会において承認を得ることによって休会を延長することができる。

2 休会延長が理事会で承認されなかった場合、休会中の正会員は、理事会が指定する期限内に第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

(会費等の不返還)

第14条 退会し、又は除名された正会員及び賛助会員が既に納めた会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

第3章 役員等

(種 別)

第15条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名以上
- (3) 理 事 20名以上
- (4) 監 事 1名以上

2 前項第1号の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

3 会長及び副会長は理事の員数に含める。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において、当法人の会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総会の決議をもって、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

3 監事は、他の役員若しくは使用人と兼ねることはできない。

4 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等をいう）の合計数は、理事現在数の3分の1を越えてはならない。また、同一の業界の関係者の合計者数は、理事現在数の2分の1を越えてはならない。

(会 長)

第17条 会長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会

の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(任 期)

第 18 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 役員等に欠員を生じた場合の措置は、法人法第 75 条の定めるところによる。

(解 任)

第 19 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、その役員を解任することができる。

2 前項の場合においては、当該役員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(顧 問)

第 20 条 当法人は、第 15 条に規定する役員とは別に顧問を置くことができる。

2 顧問の選出は、理事会で推薦し、総会の承認を経て会長が委嘱する。

(報酬等)

第 21 条 役員には報酬を支給しない。ただし、その職務を行うために要する費用については弁償することができる。

2 費用の弁償については、総会の決議を経て別に定める。

第 4 章 総会

(種 別)

第 22 条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 23 条 総会は、第 6 条に規定する全ての会員をもって構成する。

(権 限)

第 24 条 総会は、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り、決議することができる。

(開 催)

第 25 条 総会は毎年 1 回、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 総会員数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき

(招 集)

第 26 条 総会は、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会員に対し、総会の目的たる事項及び内容、日時、場所を示した書面により、開催日の少なくとも 10 日前までに招集通知を発するものとする。

(議 長)

第 27 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第 29 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面又は代理人による議決権行使)

第 30 条 やむを得ない事由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、電磁的方法又は書面をもって、又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第 28 条の定足数の適用については、出席したものとみなす。

2 代理人によって議決権を行使する場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び開催場所

- (2) 総会員の数及びこの議決権数
- (3) 出席会員の数及びこの議決権数
- (4) 議長の氏名
- (5) 総会に出席した理事、監事の氏名又は名称
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (7) 議決事項
- (8) 議事の経過の要領及び結果
- (9) 議事録署名人の選出に関する事項
- (10) その他法務省令で定める事項

2 議事録には、議長のほか、出席した会員の中からその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を掲載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 監事から法人法第101条2項の規定により招集の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長は、前条第2号及び第3号の場合には、請求の日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、事務局長がこれに当たる。ただし、事務局長に事故若しくは支障があるときは、事務局長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い理事がこれに代わるものとする。

(定足数及び決議の方法)

第 37 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議に関し、特別の利害関係のある理事は議決権を行使することができない。

(職務の執行状況の報告)

第 38 条 会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 理事会の日時及び開催場所
- (2) 理事及び監事の総数及び出席した理事及び監事の数
- (3) 議長の氏名
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (5) 議決事項
- (6) 議事の経過の要領及び結果
- (7) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (8) その他法務省令で定める事項

第 6 章 資産・会計・計算

(資産の構成)

第 40 条 当法人の資産は、次に挙げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 41 条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第 42 条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 43 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 当法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。但し、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告及び収支決算)

第 45 条 当法人の事業報告及びこれに伴う収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 当法人は前項の総会終了後、以下の各号の書類を公告するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(計算書類等の備置き)

第 46 条 当法人は、前条第 1 項の書類のほか、監査報告を 10 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第 47 条 本法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって決議しなければならない。

(剰余金の不配当)

第 48 条 当法人は、剰余金の配当を行わない。

第 7 章 定款の変更・解散及び清算

(定款の変更)

第 49 条 この定款を変更しようとする時は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって決議しなければならない。

(解散の事由)

第 50 条 当法人の解散は、法人法第 1 4 8 条の規定による。

2 同法第 1 4 8 条第 3 号の規定により解散するには、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって決議しなければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、総会の決議を経て、当法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 52 条 当法人の最初の事業年度は、第 4 3 条の規定にかかわらず、当法人の設立の日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 53 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

	設立時社員	黒淵永寿
	設立時社員	林 訓志
	設立時社員	松崎昭治郎

(設立時役員)

第 54 条 当法人の設立時理事、設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事	黒渕永寿
設立時理事	仲田和恵
設立時理事	谷口敬道
設立時理事	林 訓志
設立時理事	本田一弘
設立時理事	高村直裕
設立時理事	遠藤真史
設立時理事	小島宣明
設立時理事	横山奈美
設立時理事	平山 稔
設立時理事	砂川 剛
設立時監事	松崎昭治郎
設立時監事	根本路子

(その他)

第 55 条 従来の「栃木県作業療法士会」に属した権利義務の一切は、当法人が承継する。

(定款に定めのない事項)

第 56 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

第 9 章 雑 則

第 57 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

以上、一般社団法人栃木県作業療法士会を設立のため、設立時会員黒渕永寿外 2 名の定款作成代理人である司法書士矢尾板充は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 2 1 年 8 月 3 日

設立時社員	
	黒 渕 永 寿
設立時社員	
	林 訓 志
設立時社員	
	松 崎 昭治郎

上記設立時社員３名の定款作成代理人
栃木県栃木市泉町１９番１８号
司法書士 矢尾板 充

本定款は平成２１年８月３日より施行する。
平成２３年５月１５日一部改正し、同日施行する。
平成２４年４月１５日一部改正し、同日施行する。
平成２７年７月１５日一部改正し、同日施行する。
平成３１年４月２１日一部改正し、同日施行する。
令和３年５月２２日一部改正し、同日施行する。
令和５年５月２０日一部改正し、同日施行する。
令和７年６月２９日に一部改正し、同日施行する。